

北海道住宅リフォーム事業者登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、一般社団法人北海道建築技術協会（以下、「建築技術協会」という。）が、北海道住宅リフォーム事業者登録制度実施要綱（以下「要綱」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(資格要件としている所属団体)

第2条 要綱第4条第1項第一号イに規定する推進協議会（「北海道住宅リフォーム推進協議会」のことをいう。以下同じ。）を構成する建築関係団体のうち、一般社団法人北海道建築士会の取扱いについては、申請者が個人にあつては当該申請者、会社等の法人にあつては当該法人の代表者が当該社団法人の会員、又は賛助会員となっている場合とする。

2 要綱第4条第1項第一号ウに規定する団体に所属している事業者から登録の申請があつた場合、建築技術協会は当該事業者に対し、所属する団体に係る定款、役員名簿、事業計画書、構成員名簿等前項の認定に必要な書類の提出を求めることができる。

(契約書の保存等の取扱い)

第3条 要綱第4条第1項第二号の規定は、契約締結後、工事内容に変更等があり、契約の内容に変更等が生じる場合についても、同様の取扱いとする。

(契約書の様式)

第4条 要綱第5条第1項第三号に規定する準拠する様式は、同号で規定している全国協議会作成の標準契約書の内容を少なくとも網羅しているものとする。

(契約時の登録事業者の責務)

第5条 要綱第5条第1項第四号及び第五号前段の規定による損害補償及び瑕疵担保の機能については、第6号様式を標準とした様式により、登録事業者は契約の相手方（以下、「注文者」という。）に説明するとともに、注文者からその説明を受けた旨の確認を得なければならない。

2 前項に掲げる書面は2部作成し、注文者及び登録事業者がそれぞれ1部ずつ保管するものとする。

3 登録事業者は、前項の書面を当該契約書とともに保管しなければならない。

(1年点検の実施)

第6条 要綱第5条第1項第五号後段の規定による点検については、第7号様式を標準とした様式により、登録事業者は記録及び注文者に対する説明を行うとともに、注文者から点検が実施された旨の確認を得なければならない。

2 前項に掲げる書面は2部作成し、注文者及び登録事業者がそれぞれ1部ずつ保管するものとする。

3 登録事業者は、前項の書面を当該契約書とともに保管しなければならない。

(登録の申請)

第7条 要綱第6条第1項の規定による登録申請書は、第1号様式のとおりとする。

2 同項第一号の規定による誓約書は、第2号様式のとおりとする。

3 同項第二号に規定される建築技術協会が別に定める書類は、別表1のとおりとする。

(登録申請者についての審査)

第8条 要綱第7条第1項及び第2項の規定による書類の提出及び調査について、申請者は責任及び誠意をもって対応しなければならない。

2 建築技術協会は、審査に必要なすべての書類を受理した後、概ね14日以内に登録の可否を申請者に通知しなければならない。

(情報の公開)

第9条 要綱第10条の規定による登録事業者名簿に登録してから公開するまでの期間は、概ね14日以内とする。ただし、公開に際しては、登録事業者から登録料が納められていなければならない。

(登録事業者の公開情報)

第10条 要綱第11条第1項第二号の技術者に関する資格は、別表2のとおりとする。

2 同条第1項第八号の講習会については、別表3のとおりとする。

(登録内容の変更)

第11条 要綱第12条の登録内容変更届は、第3号様式を使用するものとする。

2 要綱第12条の規定による届出にあたり、登録事業者は当該内容変更に係る部分に関し、本要領別表1の2のイに掲げる書類を添付しなければならない。

(登録の更新)

第12条 要綱第13条第1項の規定による登録更新申請書は、第4号様式のとおりとする。

2 建築技術協会は、要綱第13条第2項の規定により更新登録を行う場合、要綱第4条に規定する資格要件に適合していることを確認しなければならない。

3 前項による確認に必要な書類は、本要領別表1の1のウ、及び3に掲げる書類とする。

(登録料)

第13条 要綱第16条第1項の規定による登録料の取扱いは、次のとおりとする。

一 登録初年度にあつては、事業者は登録認定の通知後速やかに年額に相当する額を納めなければならない。

二 登録2年目以降にあつては、毎年、初年度登録月の末日までに納入しなければならない。

- 2 前項に掲げる登録料は、3年間一括して納入することができる。
- 3 前2項の納入された登録料については、いかなる場合でも返金しないものとする。

(登録事業者情報の提供)

第14条 要綱第18条第2項の規定による登録事業者一覧は、第5号様式のとおりとする。

(要領の改正)

第15条 この要領は、建築技術協会が、必要により、推進協議会の承認を得て改正するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めのない事項については、推進協議会の承認の上、建築技術協会において別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成20年11月27日をもって推進協議会の承認を得て決定とする。
- 2 この要領の施行期日は、平成21年2月1日とする。ただし、登録事業者の情報の公開に係る施行期日は、第9条の規定にかかわらず平成21年3月1日とする。

附則

- 1 この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成28年10月1日から施行する。

○ 実施要綱第6条第1項第二号に掲げる書類

別表 1

1 登録の認定に必要な書類
ア 申請者が個人である場合は住民票
イ 申請者が法人である場合は登記事項証明書
ウ 要綱第4条第1項第一号の規定に該当することを確認することができる書類の写し
エ 申請者が道に建築士事務所の登録を行っている場合は、当該登録に係る番号等が記載され、知事印が押印された建築士事務所登録申請書副本の写し
オ 申請者が道の区域内に係る建設業の許可を受けている場合は、当該許可証の写し
カ 申請者が法人である場合は、当該法人に係る定款、役員名簿等
2 事業者情報の公開に必要な書類
ア 要綱第11条の公開される情報に係る第3号様式による登録内容届
イ 前記第3号様式による公開する情報に係る確認することができる書類の写し
3 登録の更新に必要な書類
ア 確認書

○ 実施要綱第11条第1項第二号に掲げる技術者に関する資格の種別

別表 2

◆1級・2級建築士	◆木造建築士	◆1級・2級建築施工管理技士
◆1級・2級電気工事施工管理技士		◆1級・2級管工事施工管理技士
◆1級・2級土木施工管理技士		◆1級・2級造園施工管理技士
◆技術士（建設部門に限る）		◆建築設備士
◆増改築相談員		◆マンションリフォームマネージャー
◆断熱施工技術者（BIS、BIS-E）		◆北海道住宅検査人
◆インテリアプランナー		◆インテリアコーディネーター
◆福祉住環境コーディネーター1級・2級		
◆その他（ ）		

○ 実施要綱第11条第1項第八号に掲げる講習会

別表 3

◆推進協議会が実施する建築技術者向け技術講習会
◆道が実施する建築技術者向け技術講習会
◆建築関係団体が実施する建築技術者向け技術講習会
◆その他(建築技術者向け)